

福島県空き家対策総合支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、定住・交流人口の拡大や新婚・子育て世帯の居住水準の向上、避難者・被災者の住宅再建、安心して空き家を取引できる環境の整備、地域の生活環境及び景観の保全、市町村の地域・まちづくり等に対応しながら、地域の実情を踏まえ、総合的かつ効果的な空き家対策の実施を促進するため、市町村に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家

県内に存する戸建住宅（住宅の用に供する部分の床面積が述べ面積の2分の1以上の併用住宅を含む。）のうち、居住その他の使用がなされていないものをいう。
ただし、地方公共団体が所有又管理するものを除く。

(2) 空家等対策計画

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）（以下、「空家法」という。）第7条に基づき市町村が定める計画をいう。

(3) 支援法人

空家法第23条第1項に基づき市町村が指定する空家等管理活用支援法人をいう。

(4) 市町村事業

補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）に要した費用の一部に対して、補助金を交付する市町村の補助事業をいう。

(5) 移住者

県外から県内の市町村へ住民票を異動し、生活しようとする者をいう。

なお、市町村への補助金交付申請（以下この条において「交付申請」という。）の日から遡って、原則2年以内に県外から県内の市町村へ住民票を異動した者を含み、補助を受けようとする空き家に居住している者を除く。

(6) 二地域居住者

県外に生活拠点をもち、定期的な滞在のため、県内の市町村に居所を定めようとする者をいう。

(7) 子育て世帯

交付申請時において、県内に居住し、子ども及びその子を養育する者からなる世帯をいう。

(8) 子ども

次のいずれかに該当する者をいう。

ア 交付申請時において、18 歳以下（18 歳に達した日以後の最初の 4 月 1 日を経過した者を除く）で就労していない者。

イ 交付申請時において、妊娠中の子（妊娠が母子健康手帳で確認でき、かつ、出生以降に同居するものに限る）。

(9) 新婚世帯

交付申請時において、県内に居住し、婚姻の届出から 5 年以内で夫婦のいずれかが 39 歳以下の世帯をいう。

(10) 避難者

福島第一原子力発電所の事故により、原子力災害対策特別措置法第 20 条第 2 項に基づく指示により設定された警戒区域等（警戒区域、計画的避難区域、帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域、緊急時避難準備区域）及び特定避難勧奨地点に居住していた者をいう。

(11) 被災者

東日本大震災により、自宅が半壊以上の被害（市町村が発行する罹災証明等による）を受けた者をいう。

(12) 既空き家居住者

交付申請時において、補助を受けようとする空き家（交付申請日の属する年度の前年度の 4 月 1 日以降に購入又は賃借したものに限り）に居住している移住者、子育て世帯に属する者、新婚世帯に属する者、避難者又は被災者をいう。

(13) 定住

本事業により改修する住宅又は除却後に新築する住宅において、定住開始日から起算して、3 年以上生活の本拠を有することをいう。ただし、二地域居住者においては少なくとも 3 年間継続することをいう。

(14) 間接補助事業者

別表 2 から別表 5 までに定める補助対象者であって、市町村事業の補助対象事業を行う者をいう。

（補助金の交付対象事業）

第 3 条 補助金の交付対象事業は次のとおりとする。

(1) 空き家対策市町村支援事業

補助対象事業は、別表 1 に定める市町村が行う事業又は事務で、同表に定める補助対象経費の一部に対して、補助するものとし、その補助額は、同表に定める額とする。

(2) 空き家対策補助事業

補助対象事業は、別表 2 から別表 5 までそれぞれに定める事業で、同表それぞれに定める補助対象者が行う補助対象経費の一部に対して、市町村が補助するとき、市町村に補助するものとし、その補助額は、同表それぞれに定める額とする。

- 2 市町村長は、前項（2）空き家対策補助事業を実施するときは、あらかじめ、市町村事業の交付要綱の制定又は改定について、第 1 号様式により、福島県建築指導課長と協議するものとする。なお、制定済みの市町村事業の交付要綱についても、同様とする。

（補助金の交付申請）

第 4 条 市町村長は、補助金の交付を申請しようとするときは、第 2 号様式に必要な書類を添えて、知事に提出しなければならない。その提出期限は、次のとおりとする。

（1）空き家対策市町村支援事業

補助対象となるそれぞれの事業又は事務の履行が完了する前まで

（2）空き家対策補助事業

市町村長が間接補助事業者に対して補助金の交付を決定する前まで

（補助金の交付決定）

第 5 条 知事は、補助金の交付を決定したときは、第 3 号様式により市町村長に通知するものとする。

（事業内容の変更等）

第 6 条 市町村長は、事業内容を変更しようとするときは、第 4 号様式を知事に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認は、事業内容の変更が 6 ヶ月未満の事業完了予定日の延長（交付申請を行う日の属する年度に限る。）の場合又は補助対象事業費の変更のうち、市町村補助額に変更がない場合は不要とする。

- 3 市町村長は、事業を中止又は廃止しようとするときは、第 5 号様式を知事に提出し、承認を受けなければならない。

（交付申請の取下げ）

第 7 条 規則第 8 条第 1 項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受理した日から起算して 15 日を経過した日とする。

（補助金の概算払い）

第 7 条の 2 知事は、必要があると認めるときは、交付決定額のうち、交付決定を受け

た年度内に完了する部分について、概算払いにより補助金を交付することができる。

- 2 市町村長は、前項の概算払いによる支払いを受けようとするときは、第5-2号様式により知事に補助金を請求するものとする。

（完了実績の報告）

第8条 市町村長は、事業が完了したときは、第6号様式に必要な書類を添えて、事業完了の日（事業廃止について知事の承認を受けた場合においては、承認を受けた日）から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行うこととする。

- 2 市町村長は、交付申請を行った日の属する年度内に事業が完了しない場合又は実施が困難となった場合は、第7号様式を知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第9条 知事は、前条の完了実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、補助事業の成果が第5条の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、第8号様式により市町村長に通知するものとする。

- 2 前項の確定通知は、確定した額が第5条による補助金交付決定額と同額の場合は、省略することができる。

（補助金の請求）

第10条 知事は、前条の規定による補助金の額の確定後に補助金を支払うものとする。

- 2 市町村長は、前項の支払いを受けようとするときは、第9号様式により知事に補助金を請求するものとする。

（交付決定の取消し）

第11条 市町村長は、間接補助事業者が次のいずれかに該当すると認めたときは、知事に報告するものとし、知事は、交付決定の全部又は一部を取消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- （1）虚偽の申請その他の不正行為により補助金の交付を受け、又は受けようとした場合
 - （2）規則又はこの要綱並びに関係法令に違反する行為があった場合
 - （3）本事業により改修する住宅又は除却後に新築する住宅において、定住開始日から起算して3年未満で、当該住宅に定住する要件を満たさなくなった場合
 - （4）市町村事業の交付要綱で定める交付決定の取消し事由に該当した場合
- 2 知事は、前項の取消しを決定したときは、第10号様式により、通知するものとする。

- 3 知事は、前2項の規定にかかわらず、市町村から申し出があった場合であって、災害又はその他やむを得ない事情があると認めたときは、補助金の全部又は一部の返還を免除することができる。

（財産の処分の制限）

第12条 規則第18条第1項ただし書きに規定する別に定める期間については、10年とする。

（定住状況の報告）

第13条 市町村長は、第3条（2）空き家対策補助事業（空き家の改修等・空き家の除却）を実施したときは、事業完了の日の属する年度の翌年から起算して3年間における間接補助事業者の定住状況を第11号様式により毎年度末に知事に報告しなければならない。

（会計帳簿等の整備等）

第14条 補助金の交付を受けた市町村は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

（権限の委任）

第15条 規則及びこの要綱に基づく知事の権限は、所管の福島県建設事務所長に委任する。

（その他）

第16条 補助金の交付等に関しては、この要綱によるほか、次に定めるところにより行うこととし、その他事業の実施について必要な事項は、別に定める。

- （1）補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）
- （2）補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の日から令和7年3月31日までの期間に限り、あらかじめ、県と協議した市町村事業については、市町村費の支出を伴わず、市町村事業を定め、本事業を行うことができる。この場合、別表2、別表3及び別表4補助額欄「市町村が補

助する額の2分の1以内」とあるのは、「市町村補助額以内」と読み替えるものとする。

なお、当該経過措置を適用できる市町村事業は、原則、令和7年度から市町村費を伴う市町村事業を行うものとする。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度予算に係る補助金から適用する。

別表 1

事業区分	空き家対策市町村支援事業
(1) 補助対象事業	市町村が空き家対策を推進するために行う事業又は事務
補助要件	・ 空き家等対策計画を定めていること又は策定の予定があること。 ・ 交付申請年度の4月1日以降に契約締結又は着手したものであること。 ・ 原則として、交付申請年度に完了すること。
(2) 補助対象経費	空き家対策を推進するために行う事業又は事務(以下「事業等」という。)に要する費用 ・ 委託料(事業実施に要する委託費、支援法人が行う事業等への委託費等) ・ 報償費(セミナー、個別相談会等専門家等への謝金等) ・ 旅費(セミナー、個別相談会等専門家等への旅費・空き家の所有者特定に係る県外出張旅費・先進地視察に係る県外出張旅費等) ・ 需用費(事業等実施に直接必要な印刷製本費、図書購入費等) ・ 役務費(事業等実施に直接必要な広告料等) ・ 使用料及び賃借料(事業等実施に必要な会場借上料、備品等のリース・レンタル料等) ・ 負担金(事業等実施に要する負担金、支援法人が行う事業等への負担金等)
対象外経費	・ 通信費、備品購入費、消耗品費、工事請負費 ・ 地方公共団体又は支援法人の職員に対して支弁する人件費
(3) 補助額	・ 補助対象経費の3分の1以内 かつ 最大30万円/件 ・ 補助額は1,000円未満を切捨てとする。
備考	・ 交付申請件数は、1件(複数の事業等をまとめたものを含む)までとするが、支援法人が行う事業等の場合は、別に1件申請することができる。

別表 2

事業区分	空き家対策補助事業（空き家の改修等）				
(1) 補助対象事業	空き家の所有者又は賃借者である補助対象者が、補助要件を満たし、自ら居住するために行う空き家の改修、ハウスクリーニング、残置物処分及び庭木の剪定等に要する費用を補助する市町村事業 <table border="1" data-bbox="284 555 1367 1288"> <tr> <td data-bbox="284 555 494 898">補助対象者</td><td data-bbox="494 555 1367 898"> ・ 移住者 ・ 二地域居住者 ・ 子育て世帯 ・ 新婚世帯 ・ 避難者 ・ 被災者 ・ 既空き家居住者 </td></tr> <tr> <td data-bbox="284 898 494 1288">補助要件</td><td data-bbox="494 898 1367 1288"> ・ 補助対象者が自ら居住するために購入又は賃借した空き家（改修後に併用住宅とする場合を含む）であること。 ・ 賃貸事業用の空き家ではないこと。 ・ 原則、交付申請後に補助対象工事等が完了するものであり、かつ、交付申請年度に完了すること。 ・ 建築基準法に適合する建築物であること。 ・ 賃借した場合は、交付申請前に所有者から改修等実施の承諾を得るとともに、必要な契約等を締結すること。 </td></tr> </table>	補助対象者	・ 移住者 ・ 二地域居住者 ・ 子育て世帯 ・ 新婚世帯 ・ 避難者 ・ 被災者 ・ 既空き家居住者	補助要件	・ 補助対象者が自ら居住するために購入又は賃借した空き家（改修後に併用住宅とする場合を含む）であること。 ・ 賃貸事業用の空き家ではないこと。 ・ 原則、交付申請後に補助対象工事等が完了するものであり、かつ、交付申請年度に完了すること。 ・ 建築基準法に適合する建築物であること。 ・ 賃借した場合は、交付申請前に所有者から改修等実施の承諾を得るとともに、必要な契約等を締結すること。
補助対象者	・ 移住者 ・ 二地域居住者 ・ 子育て世帯 ・ 新婚世帯 ・ 避難者 ・ 被災者 ・ 既空き家居住者				
補助要件	・ 補助対象者が自ら居住するために購入又は賃借した空き家（改修後に併用住宅とする場合を含む）であること。 ・ 賃貸事業用の空き家ではないこと。 ・ 原則、交付申請後に補助対象工事等が完了するものであり、かつ、交付申請年度に完了すること。 ・ 建築基準法に適合する建築物であること。 ・ 賃借した場合は、交付申請前に所有者から改修等実施の承諾を得るとともに、必要な契約等を締結すること。				
(2) 補助対象経費	【改修】 ・ 空き家の改修に要する費用 【ハウスクリーニング・残置物処分・庭木の剪定等】 ・ 空き家のハウスクリーニングに要する費用（内外部、造付家具、設備機器等に係るものに限る。） ・ 残置物の処分に要する費用 ・ 敷地内の庭木の剪定・除草等に要する費用 <table border="1" data-bbox="284 1630 1367 1966"> <tr> <td data-bbox="284 1630 494 1966">対象外経費</td><td data-bbox="494 1630 1367 1966"> 【改修】 ・ 調査、設計及び工事監理に係る費用 ・ 増築工事に係る費用 ・ 併用住宅における住宅部分以外に係る費用 ・ 改修工事に直接関係のない外構工事に係る費用 【ハウスクリーニング・残置物処分・庭木の剪定等】 ・ 移動可能な家具や家電その他残置物の清掃に係る費用 </td></tr> </table>	対象外経費	【改修】 ・ 調査、設計及び工事監理に係る費用 ・ 増築工事に係る費用 ・ 併用住宅における住宅部分以外に係る費用 ・ 改修工事に直接関係のない外構工事に係る費用 【ハウスクリーニング・残置物処分・庭木の剪定等】 ・ 移動可能な家具や家電その他残置物の清掃に係る費用		
対象外経費	【改修】 ・ 調査、設計及び工事監理に係る費用 ・ 増築工事に係る費用 ・ 併用住宅における住宅部分以外に係る費用 ・ 改修工事に直接関係のない外構工事に係る費用 【ハウスクリーニング・残置物処分・庭木の剪定等】 ・ 移動可能な家具や家電その他残置物の清掃に係る費用				

	・改修工事に含まれる施工後の清掃に係る費用 ・空き家の購入又は賃借後に持ち込まれた残置物等の処分に係る費用 ・併用住宅における住宅部分以外に係る費用
(3) 補助額	【改修】 市町村が補助する額の 2 分の 1 以内 かつ 最大 90 万円 (二地域居住者は最大 48 万円) 【ハウスクリーニング・残置物処分・庭木の剪定等】 市町村が補助する額の 2 分の 1 以内 かつ 最大 18 万円 (既空き家居住者は対象外) 【地域活性化加算額】 市町村事業において、地域・まちづくりや地域活性化を促進するため、次のいずれかに定める地域活性化要件を設け、補助対象者が当該要件を満たす場合、1 要件毎に市町村が加算する額の 2 分の 1 以内かつ最大 10 万円を補助する。ただし、補助額は、設定した地域活性化要件のうち、3 要件 30 万円を上限とする。 地域活性化要件 - ア 空き家バンクの活用に関する要件 - イ 空き家の利活用を促進する地域に関する要件 - ウ 年齢や世帯構成に関する要件 - エ 就業や雇用の促進に係る施策との連携に関する要件 - オ 地産地消の推進及び地場産業の活性化に関する要件 - カ 誘導居住面積水準に関する要件 ・補助額は、それぞれ 1,000 円未満を切捨てとする。
備考	・市町村事業による補助額は、補助対象経費を超えないものとする。

別表 3

事業区分	空き家対策補助事業（建替えを伴う空き家の除却）
(1) 補助対象事業	補助対象者が、補助要件を満たし、自ら居住するために必要となる、購入等した敷地に存する空き家等の解体、残置物処分及び庭木の剪定等に要する費用を補助する市町村事業
	補助対象者 ・ 移住者 ・ 二地域居住者 ・ 子育て世帯 ・ 新婚世帯 ・ 被災者 ・ 避難者
	補助要件 ・ 補助対象者が自ら居住するために購入、賃借、相続又は受贈した敷地に存する空き家であること。 ・ 原則、交付申請後に補助対象工事が完了するものであり、かつ、交付申請年度に完了すること。 ・ 補助対象工事の完了から、原則 1 年以内に、同一敷地内に補助対象者が自ら居住するための新築住宅（併用住宅を含む）に定住すること。
(2) 補助対象経費	・ 空き家及び同一敷地内に存する付属建築物の解体に要する費用 ・ 残置物の処分に要する費用 ・ 敷地内の庭木の剪定・除草等に要する費用
	対象外経費 ・ 調査、設計及び工事監理に係る費用 ・ 空き家の購入後に持ち込まれた残置物等の処分費用 ・ 解体後に行う残置物等の処分費用 ・ 併用住宅における住宅部分以外に係る費用 ・ 空き家の解体後に行う新築工事（造成含む）に要する費用
(3) 補助額	・ 市町村が補助する額の 2 分の 1 以内 かつ 最大 48 万円 ・ 補助額は、1,000 円未満を切捨てとする。
備考	

別表 4

事業区分	空き家対策補助事業（建替えを伴わない空き家の除却）
(1) 補助対象事業	補助対象者が、補助要件を満たし、空き家の解体、残置物処分※及び庭木の剪定等※に要する費用を補助する市町村事業 （※は空き家の解体に伴うものに限る）
補助対象者	・ 空き家の所有者（法人を除く）又は相続人 ・ 空き家の敷地の所有者（法人を除く）又は相続人であって、当該空き家の所有者又は相続人から当該空き家の解体について同意を得た者
補助要件	・ 補助対象者が所有又は相続する空き家、若しくは空き家の所有者又は相続人から解体の同意を得た空き家であること。 ・ 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する空き家であること。 (1) 特定空家等 空家法第2条第2項に規定する特定空家等（本要綱第2条(1)に規定する空き家に限る。） (2) 管理不全空家等 空家法第13条第1項に規定する管理不全空家等（本要綱第2条(1)に規定する空き家に限る。） (3) 不良住宅 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第2条第4項に規定する不良住宅 (4) 昭和56年5月31日以前に着工した住宅で以下の全てに該当すること。 - ア 居住その他の使用がなされていないことが常態となつて1年以上であること - イ 耐震改修工事を行っていないこと ・ 原則、交付申請後に補助対象工事が完了するものであり、かつ、交付申請年度に完了すること。
(2) 補助対象経費	・ 空き家及び同一敷地内に存する付属建築物の解体に要する費用 ・ 残置物の処分に要する費用 ・ 敷地内の庭木の剪定・除草等に要する費用
対象外経費	・ 調査、設計及び工事監理に係る費用 ・ 空き家の購入後に持ち込まれた残置物等の処分費用 ・ 解体後に行う残置物等の処分費用 ・ 併用住宅における住宅部分以外に係る費用 ・ 空き家の解体後に行う新築工事（造成含む）に要する費用
(3) 補助額	・ 市町村が補助する額の2分の1以内 かつ 最大10万円 ・ 補助額は、1,000円未満を切捨てとする。

備考	
----	--

別表 5

事業区分	空き家対策補助事業（空き家のインスペクション）
(1) 補助対象事業	補助対象者が、補助要件を満たし、自ら空き家の状況把握や市場価値を明確にするために行う既存住宅状況調査（平成 29 年国土交通省告示第 82 号に規定する「既存住宅状況調査方法基準」に基づく調査。以下「調査」という。）の費用を補助する市町村事業
	補助対象者 ・ 所有者 ・ 相続予定者 ・ 購入予定者 ・ 賃借予定者
	補助要件 ・ 空き家又は空き家となる見込みのある住宅に対して行う調査であること。 ・ 原則、交付申請後に調査が完了するものであり、かつ、交付申請年度に完了すること。
(2) 補助対象経費	調査及び報告書作成に要する費用
対象外経費	調査対象となる空き家とは別棟の物置、擁壁、塀等の調査等に要する費用
(3) 補助額	・ 市町村が補助する額の 2 分の 1 以内 かつ 最大 2 万円 ・ 補助額は、1,000 円未満を切捨てとする。
備考	